

平成18年度随意契約(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	備考
液体クロマトグラフ・質量分析装置一式賃貸借及び保守	平成18年4月3日	昭和リース株式会社 新宿区四谷3-12	当該液体クロマトグラフ・質量分析装置は、畜産動物に残留するごく微量の化学物質の同定・定量を目的として使用するもので、本装置一式は、当業務が要求する仕様基準を満たしたそれぞれの装置を、一体のシステムとして運転制御できるように構築されているものである。当業務には現システムが必要不可欠であり、検査途中で機種の変更を行うことは検査の信用性からも不可能であり、また、新システムに変更する際には、事前の準備が相当に必要である。以上により、業務を円滑に運営していくためには、現システムを継続して使用する必要があることから、契約をする上で競争を許さない。よって、昭和リース株式会社と会計法第29条の3第4項による随意契約を締結する。	5,077,800	5,077,800	100%	
電子複写機保守 (3台)	平成18年4月3日	富士ゼロックス株式会社 東京西営業所	故障時等においてメーカー以外の修繕等を他社が行うことは困難であり、即座に対応することができないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	2,480,940	2,480,940	100%	単価契約
感染試験対応動物舎湿式空気調和機保守点検	平成18年4月3日	株式会社 イナリサーチ	当所の感染試験対応動物舎に設置する湿式空気調和機については、製造・設置者以外に故障時等の修繕及びメンテナンスを行うことが困難であり、即座に対応することができないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	1,874,166	1,861,650	99%	
汚水処理施設保守管理業務	平成18年4月3日	有限会社 京浜環境	当所の汚水処理施設は活性汚泥法による処理施設であり、下水道法において水質の測定義務を課せられた特定施設に該当している。当所処理施設の処理方法は、一定量の微生物を良好な状態で保つことが必要であり、基準を満たした汚水処理の体制を継続的に確保するためにも、当所内に常駐し、特定の保守管理業務を行うこと、施設内の機械等の故障に際しての対応が可能であること等が条件となる。当該条件を満たした者は契約の相手方のみであり、会計法第29条の3第4項の競争を許さない場合に該当するため。	6,823,824	4,422,600	65%	
実験動物単価契約 (マウス・モルモット・ラット・ハムスター・ウサギ)	平成18年4月3日	日本エスエルシー株式会社	動物用医薬品の国家検定を実施する上で、病原体を保有しない実験動物は必須であるが、罹患動物の搬出が認められず、疾病に罹患したことがない親から生産された多岐に渡る実験動物(マウス7規格、モルモット3規格、ラット3規格、ハムスター2規格、ウサギ10規格)の安定的な供給が可能と認められたのは契約の相手方のみであったことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	10,202,850	10,202,850	100%	単価契約
実験動物単価契約 (鶏SPF初生・鶏SPF30日齢・卵SPF種卵)	平成18年4月3日	日生研株式会社	鶏用ワクチンの検定を実施する上で、鶏用生ワクチン製造用材料の規格に適合するSPFの発育卵及び鶏を使用することとされている。罹患動物の搬出が認められず、疾病に罹患したことがない親から生産された鶏・卵を迅速かつ安定的に供給することが可能と認められたのは契約の相手方のみであったことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	22,472,928	22,472,928	100%	単価契約
実験動物単価契約 (豚・豚睾丸)	平成18年4月3日	皆野町検定豚飼育組合	検定に使用する豚として、徹底した衛生管理が行われ、各種微生物に汚染されていない状況下で生産されたものであることが条件となる。罹患動物の搬出が認められず、当所への検定用豚を安定的に供給することが可能と認められたのは契約の相手方のみであったことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	4,891,920	4,891,920	100%	単価契約
実験動物 (牛)	平成18年4月24日	鳥羽田梨園・牧場	検定に使用する牛として、主要な疾病の抗体を保有せず、疾病に感染していないことが前提となることから、購入牛選定に当たっては、動物医薬品検査所長が指名した職員が採血を行い、抗体検査を実施し、合否結果がでるまでの厳重な衛生管理、合格した牛からの納品が必要となり、この条件を満たして当所への検定用牛を供給することが可能と認められたのは契約の相手方のみであったことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	1,664,180	1,640,000	99%	

平成18年度随意契約(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	備考
動物医薬品検査所総合検査棟排水滅菌ユニット定期点検及び圧力容器法定点検(性能検査)一式請負業務	平成18年7月13日	セオービット株式会社	当所の微生物高度封じ込め施設である総合検査棟に設置している排水滅菌ユニットは、当該施設からの微生物等の野外への漏出を確実に防止するための滅菌装置であり、第1種圧力容器に該当し、法定点検も義務づけられているものである。 検査施設の保全、適正かつ安全な検査検定業務の実施体制を確保するためには、滅菌装置の点検は不可欠であるが、装置の特殊性から当該業務を実施可能であるのは、装置の製造・設置者である契約の相手方のみであり、会計法第29条の3第4項の契約の性質が競争を許さない場合に当該するため随意契約により契約を締結した。	2,011,800	2,011,800	100%	
実験動物(牛)	平成18年9月5日	鳥羽田梨園・牧場	検定に使用する牛として、主要な疾病の抗体を保有せず、疾病に感染していないことが前提となることから、購入牛選定に当たっては、動物医薬品検査所長が指名した職員が採血を行い、抗体検査を実施し、合否結果がでるまでの厳重な衛生管理、合格した牛からの納品が必要となり、この条件を満たして当所への検定用牛を供給することが可能と認められたのは契約の相手方のみであったことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	1,664,180	1,640,000	99%	
動物用標準ツベルクリン200瓶	平成18年10月6日	財団法人化学及血清療法研究所	会計法第29条の3第4項 家畜伝染病予防法で定める家畜伝染病である結核病の法定検査に用いる動物用ツベルクリンの国家検定や製造業者における製造管理及び品質管理に必要な不可欠な国内標準品である動物用標準ツベルクリンは、薬事法第42条第1項の規定に基づく動物用生物学的製剤基準において、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(以下「動物衛生研究所」という。)が製造し、配布することとされている。しかしながら、動物衛生研究所では、民間型の独立行政法人への移行に伴う業務整理の一貫として、今後、動物用標準ツベルクリンの製造及び配布を行わないこととし、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構製品配布規程の一部を改正する規程」により配布する製品一覧から削除したところである。 このようななか、現行の動物用標準ツベルクリンは、その有効期限が平成18年8月31日までであり、これに替わる新たな動物用標準ツベルクリンを早急に製造する必要があるため、動物用標準ツベルクリンを製造するために必要となる①結核菌を培養するための特別な製造設備、②結核菌を培養するためのノウハウを含めた高度な製造技術、③国際標準ツベルクリン等を用いた厳正な調製を行うための卓越した品質検査能力等を有する、動物衛生研究所を除く国内唯一の動物用ツベルクリンの製造販売業者及び製造業者である財団法人化学及血清療法研究所にその製造を依頼する。 よって、動物用標準ツベルクリン購入に係る契約の相手方として他の業者は認められず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき当該業者との随意契約を締結することとする。	2,100,000	2,100,000	100%	
医薬品副作用システム等保守一式	平成18年12月5日	東芝ソリューション株式会社	会計法第29条の3第4項 1. 動物医薬品検査所が「医薬品副作用報告システム」の寄附を受けた理由 薬事法に基づく副作用報告に関する事務については、現在本省の畜水産安全管理課の薬事安全基準班が報告内容の調査、必要な措置等の検討等を行い、当所が副作用情報の整理・加工を行い、ホームページ上で公開している。 当所は、本システムに入力・報告のあった情報の整理・加工等の実務を行っているため、これまでシステムの設計の改修や不具合等についての業者との連絡・調整を主体的に行ってきたおり、それらの実務を担当している部署が本システムを所有し管理することが効率的であるため、当所が本システムの寄附を受けたものである。 2. 東芝ソリューション株式会社が「医薬品副作用報告システム」の維持・保守を行う必要性について 本システムは、東芝ソリューション株式会社(以下東芝という。)がソフトウェアの設計開発を担当し、平成16年3月に完成した。本システムの開発事業については、ハードウェアの購入費は含まれていなかったため、これまで東芝のハードウェア上で本システムが運用されてきている。 本システムの維持・保守費については、東芝のハードウェア上で本システムを適切に作動させることについての維持・保守費用となっているため、本システムを支障なく運用していくためには、東芝が維持・保守に関する業務を行う必要があり、他社がこれを行うことは効率的でない。 よって、医薬品副作用報告システムに係る契約の相手方として他の業者は認められず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき当該業者との随意契約を締結することとする。	2,991,555	2,983,680	100%	

平成18年度随意契約(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	備 考
生物学的製剤検定合格証紙35万枚購入	平成18年12月26日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	<p>会計法第29条の3第4項</p> <p>当初は我が国唯一の動物用医薬品等(以下「医薬品等」という。)に係る国家検定機関であり、薬事法に基づく検定を実施している。</p> <p>医薬品等は、薬事法第43条に基づき検定を受け、かつ、これに合格したものでなければ、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならないとされ、この検定に合格したものについては、薬事法施行令第61条に基づき医薬品等を収めた容器又は被包に検定合格証紙(以下「証紙」という。)で封を施さなければならず、当所では合格した医薬品等に係る証紙について都道府県への送付(薬事法施行令第60条)を行っているところである。</p> <p>当該証紙は動物用医薬品等取扱規則第157条に基づきその様式が規定され、現在まで送付し封に使用した証紙については財務省印刷局を前身とする独立行政法人国立印刷局によって供給されており、同品質のものを確実かつ適正に供給できるのは契約の相手方以外には無い。</p> <p>また、当該証紙は、薬事法に基づく検定合格品の封に使用するものであることから、原版をその他の者が保有することにより、薬事法の適正な運用に支障を来す場合を想定し、その取扱には万全を期する必要がある。</p> <p>よって、契約の性質又は目的が競争を許さないものと判断されるため会計法第29条の3第4項により随意契約により契約を締結するものである。</p>	3,241,000	3,241,000	100%	
実験動物(牛)11頭	平成19年1月25日	鳥羽田梨園・牧場 茨城県東茨城郡茨城町上雨ヶ谷893	<p>会計法第29条の3第4項</p> <p>検定に使用する牛として、主要な疾病の抗体を保有せず、疾病に感染していないことが前提となることから、購入牛選定に当たっては、動物医薬品検査所長が指名した職員が採血を行い、抗体検査を実施し、合否結果がでるまでの厳重な衛生管理、合格した牛からの納品が必要となり、この条件を満たして当所への検定用牛を供給することが可能と認められたのは契約の相手方のみであったことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。</p>	2,274,500	2,255,000	99%	